

平成21年度から固定資産税、町県民税の前納報奨金制度が廃止されます

町では、固定資産税及び町県民税の普通徴収(自分で納付)の全額を第1期の納期内に一括して納付した場合に、報奨金を交付する「納期前納付報奨金制度」を平成21年度から廃止することとなりました。

この制度は、納税意識の高揚を目的に創設されたものですが、当初の目的はおおむね達成されていることや、県内各市町村が廃止の傾向にあることなどを勘案し、廃止することとなりました。なお、節減した経費は、今後の「町づくり」の推進にあてていきます。

これまで、この制度の運用にご協力いただいた皆様にお礼を申し上げます。

何卒ご理解いただき、今後とも納期内納付に一層のご協力ををお願い致します。

※ 本制度は廃止となります。納付書または口座振替による一括納付は、今までどおり御利用になれます。

つきましては、現在口座振替により納付されている方には、近々口座振替変更依頼書を郵送致します。

■問合せ 税務課

☎42-2114

町税を口座振替している方へ

町では平成21年度から町税を口座振替されている納税者の方への対応を次のとおり変更いたします。

■変更点その1 ⇒ 『口座振替納付済通知書』の発送を廃止します

現在、口座振替にて納税されている納税者の方に対しまして口座引落後に、『口座振替納付済通知書』を発行しております。

しかしながら、このようなサービスを行っている千葉県内市町村はごくわずかであり、税務署や国税庁では銀行振込等では払込明細や引落明細が領収書相当との見解を示しているところです。

以上のことから、今後は『口座振替納付済通知書』の発送を廃止いたします。

今後、領収書を希望される方には発行いたしません。

ただし、『軽自動車税口座振替納付済通知書』兼『軽自動車納税証明書(継続検査用)』については一部廃止いたしますが、車検で必要になる軽自動車分は今までどおり発行いたしますのでご了承下さい。

■変更点その2 ⇒ 『口座振替にて振替できなかつた方』に対する『納付書』の発送を廃止します

現在、口座振替にて納税されている納税者のうち、預金残高不足等により口座振替できなかつた納税者に対しまして、『納付書+督促状を同封』して発送しております。

口座振替制度は納税者の利便性を考え実施しており、また、振替日の1週間ほど前から振替実施日を防災無線にて放送していることを考えて、

- ①自らの申し出(口座振替申請)によるものであるのに不履行
- ②預金残高不足のマンネリ化防止

を考慮して、口座振替できなかつた方に対します納付書の送付を廃止いたします。

ただし、納付書の依頼がありましたら発送いたします。

町民皆様方のご理解ご協力をよろしくお願いします。

■問合せ 特別収税課 ☎42-2119